

日本産業衛生学会 産業衛生技術部会

個人ばく露測定に関する委員会 第8回委員会議事要旨

日時・場所：2013年9月25日（水）14時～17時・EMG マーケティング合同会社 会議室

出席（敬称略）：橋本，山田，保利，熊谷，中原，村田，田中（オプザーバー）

1. 第7回委員会議事録の確認
2. 同等ばく露グループ（SEG）の設定について：同じ作業場でもばく露レベルが違うことが想定される場合は，ばく露レベルごとのSEGとする．また同等ばく露が不明な場合は仮にSEGを決めて測定し，その結果により判断する．SEG内で一部がTLV-TWAを超えた場合はそのデータだけで判断せず，測定上の問題がないか，特異な作業かどうか，SEGの設定の妥当性などを確認する．管理区分2の場合， $\sigma$ が目安として3.0以上であれば，SEGの妥当性の確認を推奨する．SEG内で補足的な測定が必要な場合もある．
3. 適切なサンプル数について：基本は柔軟に考える．事前調査で管理区分を推定し，それに基づき，測定統括者が判断する．例えば，管理区分2Aや2Bの場合，原則5以上（5人未満のSEGなら全員）が望ましい．管理区分1や3の場合は少数の測定でも良い．
4. 事前調査により測定の優先順位を低いとする判断について：例えば，職場管理者で作業場への滞在時間がごく短く，かつ作業場の作業者のばく露が評価済みでかつ小さい場合．統括管理者はそういった判断の根拠も記録しておく必要がある．
5. 本委員会検討内容の文書化について：枠組みを作成のち各委員で分筆し，学会理事会の承認を得て，産衛誌へ掲載する．

以上